

「2012年版化粧品等の適正広告ガイドライン」改正・新旧対照表

新	旧
<p>第1章 化粧品等の適正広告ガイドラインについて</p> <p>1.～5.(略)</p> <p>6. 広告の評価にあたって留意すべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>なお、学術的研究報告を医学薬学の専門家に提供する場合には、原則として本ガイドラインを適用しない。</u> <p>7. 薬事法における化粧品、医薬部外品の定義について (略)</p> <p><u>この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であって人体に対する作用が緩和なものをいう。</u></p> <p>一 <u>次のイから八までに掲げる目的のために使用される物(これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)</u>であつて機械器具等でないもの</p> <p>イ <u>吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止</u></p> <p>ロ <u>あせも、ただれ等の防止</u></p> <p>ハ <u>脱毛の防止、育毛又は除毛</u></p> <p>ニ <u>人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物(この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)</u>であつて機械器具等でないもの</p> <p>三 <u>前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物(前二号に掲げる物を除く。)</u>のうち、厚生労働大臣が指定するもの</p> <p>8.(略)</p>	<p>第1章 化粧品等の適正広告ガイドラインについて</p> <p>1.～5.(略)</p> <p>6. 広告の評価にあたって留意すべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>7. 薬事法における化粧品、医薬部外品の定義について (略)</p> <p><u>「医薬部外品」とは、次に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和なものであって機械器具等でないもの及びこれに準ずる物で厚生労働大臣の指定するものをいう。</u></p> <p>一 <u>吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止</u></p> <p>二 <u>あせも、ただれ等の防止</u></p> <p>三 <u>脱毛の防止、育毛又は除毛</u></p> <p>四 <u>人又は動物の保護のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止</u></p> <p>8.(略)</p>

第2章 化粧品等の適正広告ガイドライン基本編

F 1 ~ F 5 (略)

F 4 化粧品の効能効果の表現の範囲

F 4.0 (略)

F 4.1

(略)

〔表3〕化粧品の効能効果の範囲

(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。	(29) 肌を柔らげる。
(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(30) 肌にはりを与える。
(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(31) 肌にツヤを与える。
(4) 毛髪にはり、こしを与える。	(32) 肌を滑らかにする。
(5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。	(33) ひげを剃りやすくする。
(6) 頭皮、毛髪にうるおいを保つ。	(34) ひげそり後の肌を整える。
(7) 毛髪をしなやかにする。	(35) あせもを防ぐ(打粉)。
(8) クシどおりをよくする。	(36) 日やけを防ぐ。
(9) 毛髪につやを保つ。	(37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
(10) 毛髪につやを与える。	(38) 芳香を与える。
(11) フケ、カユミがとれる。	(39) 爪を保護する。
(12) フケ、カユミを抑える。	(40) 爪をすこやかに保つ。
(13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。	(41) 爪にうるおいを与える。
(14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	(42) 口唇の荒れを防ぐ。
(15) 髪型を整え、保持する。	(43) 口唇のキメを整える。
(16) 毛髪の帯電を防止する。	(44) 口唇にうるおいを与える。
(17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。	(45) 口唇をすこやかにする。
(18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。	(46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ
(19) 肌を整える。	(47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(20) 肌のキメを整える。	(48) 口唇を滑らかにする。
(21) 皮膚をすこやかに保つ。	(49) ムシ歯を防ぐ()
(22) 肌荒れを防ぐ。	(50) 歯を白くする()
(23) 肌をひきしめる。	(51) 歯垢を除去する()
(24) 皮膚にうるおいを与える。	(52) 口中を浄化する(歯みがき類)
(25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。	(53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)
(26) 皮膚の柔軟性を保つ。	(54) 歯のやにを取る()
(27) 皮膚を保護する。	(55) 歯石の沈着を防ぐ()
(28) 皮膚の乾燥を防ぐ。	(56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。 (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)

注1 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

2 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

第2章 化粧品等の適正広告ガイドライン基本編

F 1 ~ F 5 (略)

F 4 化粧品の効能効果の表現の範囲

F 4.0 (略)

F 4.1

(略)

〔表3〕化粧品の効能効果の範囲

(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。	(29) 肌を柔らげる。
(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(30) 肌にはりを与える。
(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(31) 肌にツヤを与える。
(4) 毛髪にはり、こしを与える。	(32) 肌を滑らかにする。
(5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。	(33) ひげを剃りやすくする。
(6) 頭皮、毛髪にうるおいを保つ。	(34) ひげそり後の肌を整える。
(7) 毛髪をしなやかにする。	(35) あせもを防ぐ(打粉)。
(8) クシどおりをよくする。	(36) 日やけを防ぐ。
(9) 毛髪につやを保つ。	(37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
(10) 毛髪につやを与える。	(38) 芳香を与える。
(11) フケ、カユミがとれる。	(39) 爪を保護する。
(12) フケ、カユミを抑える。	(40) 爪をすこやかに保つ。
(13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。	(41) 爪にうるおいを与える。
(14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	(42) 口唇の荒れを防ぐ。
(15) 髪型を整え、保持する。	(43) 口唇のキメを整える。
(16) 毛髪の帯電を防止する。	(44) 口唇にうるおいを与える。
(17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。	(45) 口唇をすこやかにする。
(18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。	(46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ
(19) 肌を整える。	(47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(20) 肌のキメを整える。	(48) 口唇を滑らかにする。
(21) 皮膚をすこやかに保つ。	(49) ムシ歯を防ぐ()
(22) 肌荒れを防ぐ。	(50) 歯を白くする()
(23) 肌をひきしめる。	(51) 歯垢を除去する()
(24) 皮膚にうるおいを与える。	(52) 口中を浄化する(歯みがき類)
(25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。	(53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)
(26) 皮膚の柔軟性を保つ。	(54) 歯のやにを取る()
(27) 皮膚を保護する。	(55) 歯石の沈着を防ぐ()
(28) 皮膚の乾燥を防ぐ。	(56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。 (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)

注1 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

2 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

<p>3 ()内は、効能には含まないが、使用形態から考慮して、限定するものである。</p> <p>F 4.2~4.6 (略)</p> <p>F 5 成分及び分量又は本質ならびに原材料等の表現の範囲 F 5.0~5.4 (略)</p> <p>F 5.5 (略) 【関連法令等】 「化粧品における特定成分の特記表示について」 <u>昭和 60 年度 監視速報 (No.214) 連絡事項</u></p> <p>F 5.7~5.9 (略)</p> <p>F 6 用法用量についての表現の範囲 F 6.0 (略) F 6.1 (略) F 6.2 「~専用」に関する表現 「敏感肌専用」等の用法用量についての表現は、特定の肌向けであることを強調し、<u>効能効果又は安全性など事実と反する認識を得させるおそれがあるので、次の場合を除き、原則として行わないこと。</u> ・化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある場合 <u>安全性の観点から、化粧品基準における配合制限を根拠に「洗い流し専用」の標ぼうを行う場合に限る。</u> 〔参考〕E4 「~専用、~用」等の表現</p> <p>F 7 効能効果又は安全性を保證する表現の禁止 F 7.0~ F 7.2 (略)</p> <p>F 7.3 使用体験談等</p>	<p>3 ()内は、効能には含まないが、使用形態から考慮して、限定するものである。</p> <p>F 4.2~4.6 (略)</p> <p>F 5 成分及び分量又は本質ならびに原材料等の表現の範囲 F 5.0~5.4 (略)</p> <p>F 5.5 (略) 【関連法令等】 「化粧品における特定成分の特記表示について」 <u>昭和 47 年 2 月 2 日 薬監 27 号 厚生省薬務局監視指導課長通知</u></p> <p>F 5.7~5.9 (略)</p> <p>F 6 用法用量についての表現の範囲 F 6.0 (略) F 6.1 (略) F 6.2 「~専用」に関する表現 「敏感肌専用」等の表現は、特定の肌向けであることを強調し、<u>効能効果又は安全性など事実と反する認識を得させるおそれがあるので行わないこと。</u></p> <p>〔参考〕E4 「~専用、~用」等の表現</p> <p>F 7 効能効果又は安全性を保證する表現の禁止 F 7.0~ F 7.2 (略)</p> <p>F 7.3 使用体験談等</p>
--	---

<p><u>化粧品等の効能効果又は安全性についての愛用者の感謝状、感謝の言葉の例示等、使用経験又は体験談広告は、客観的裏付けとはなりえない。従って、消費者に対し化粧品等の効能効果又は安全性について誤解を与えるおそれがあるので行わないこと。</u></p> <p><u>ただし、効能効果又は安全性以外の使用方法・使用感・香りのイメージ等に関しては、事実に基づく使用者の感想の範囲であれば認められるものとする。</u></p> <p>F7.4~7.7 (略)</p> <p>F8~F12 (略)</p>	<p>愛用者の感謝状、感謝の言葉の例示等、使用経験又は体験談広告は、客観的裏付けとはなりえず、<u>かえって消費者に対し化粧品等の効能効果又は安全性について誤解を与えるおそれがあるので行わないこと。</u></p> <p><u>ただし、化粧品等の広告で使用感を説明する場合や、タレントが単に製品の説明や提示を行う場合は、使用感が過度にならないよう注意すること。</u></p> <p>F7.4~7.7 (略)</p> <p>F8~F12 (略)</p>
<p>第3章 化粧品等の適正広告ガイドライン表現編 E1~E3 (略)</p> <p>E4「~専用、~用」等の表現 「~専用」等の表現の中には、<u>特定の用法用量（例えば「敏感肌専用」）だけでなく、特定の年齢層、性別（例えば「子供専用」「女性専用」など）、特定の効能効果（例えば「抜け毛専用」「ニキビ専用」など）を対象としたもの等がある。</u></p> <p><u>これらの表現は、医薬品等適正広告基準3(1)、3(3)、3(5)又は3(6)に抵触するおそれがあり、化粧品等の広告の表現としては好ましくないので、承認を受けた名称である場合、及び化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある場合（F6.2）等以外は原則として使用しないこと。単に「~用」、例えば「敏感肌用」などと表現すること。</u></p> <p><u>なお、「~専用」の表現ではなく、「子供用」、「女性用」等の表現は、効能効果又は用法用量から判断して特定の年齢層、性別等が対象であると推定できる場合以外では行わないこと。</u></p>	<p>第3章 化粧品等の適正広告ガイドライン表現編 E1~E3 (略)</p> <p>E4「~専用、~用」等の表現 「~専用」等の表現の中には、 ・<u>特定の年齢層、性別などを対象としたもの（例えば「子供専用」「女性専用」など）</u> ・<u>特定の効能効果を対象としたもの（例えば「抜け毛専用」「ニキビ専用」など）</u> <u>等があるが、これらの表現は、本項又は医薬品等適正広告基準3(5)又は(6)に抵触するおそれもあり、かつ、医薬部外品の広告の表現としては好ましくないので、承認を受けた名称である場合以外は使用しないこと。</u></p> <p>「~専用」の表現ではなく、「子供用」、「女性用」等の表現は、<u>承認上の効能効果又は用法用量から判断して特定の年齢層、性別等が対象であると推定できる医薬部外品である場合以外では行わないこと。</u> <u>化粧品等においては特定の肌、部位、使用方法、性別などが効能の範囲に</u></p>

<p>【関連法令等】医薬品等適正広告基準 3(1)、3(3)、3(5)、3(6) 【参考】 F6.2 「～専用、～用」等の表現</p> <p>E 5～E 7 (略)</p> <p>E 8 「細胞」等の表現 (略) 【関連法令等】医薬品等適正広告基準 3(3)</p> <p>E 9～13 (略)</p> <p>E 14 薬用化粧品・一般化粧品における美白表現の範囲 E14.0 薬用化粧品・一般化粧品における美白表現の原則 「美白効果」、「ホワイトニング効果」という表現は、<u>E14.1 及び E14.2 に示す場合以外は用いないこと。明確な説明もなく「美白効果」、「ホワイトニング効果」と表現することは認められない。特に継続して使用しているうちに既に黒い肌の色が段々と白くなる旨を暗示することは認められない。</u></p> <p>【関連法令等】医薬品等適正広告基準 3(1)、3(3)</p> <p>E14.1 薬用化粧品における美白表現の範囲 1. 薬用化粧品の美白表現 (略) (1)認められる表現の範囲</p>	<p><u>規定されていないため、「～専用」等として限定することはできない。単に「～用」、例えば「敏感肌用」などと表現すること。</u></p> <p>【関連法令等】医薬品等適正広告基準 3(1)、3(3)、3(5)</p> <p>E 5～E 7 (略)</p> <p>E 8 「細胞」等の表現 (略) 【関連法令等】医薬品等適正広告基準 3(1)、3(3)</p> <p>E 9～13 (略)</p> <p>E 14 薬用化粧品・一般化粧品における美白表現の範囲 E14.0 薬用化粧品・一般化粧品における美白表現の原則 「美白効果」、「ホワイトニング効果」という表現は、<u>次の場合以外は用いないこと。明確な説明もなく「美白効果」、「ホワイトニング効果」と表現することは認められない。特に継続して使用しているうちに既に黒い肌の色が段々と白くなる旨を暗示することは認められない。</u></p> <p><u>薬用化粧品</u> <u>メーキャップ効果により肌を白く見せる、又はメラニン色素の生成を抑えることにより日焼けを起こしにくい旨が明確に説明されている場合</u> <u>化粧品</u> <u>ファンデーション類等でメーキャップ効果により肌を白く見せる旨が明確に説明されている場合</u></p> <p>【関連法令等】医薬品等適正広告基準 3(1)、3(3)</p> <p>E14.1 薬用化粧品における美白表現の範囲 1. 薬用化粧品の美白表現 (略) (1)認められる表現の範囲</p>
--	---

a) 承認を受けた効能効果に対応する「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」等の表現の範囲。(その表現が同義語と解される場合を除き、原則として読み替えは認められない。)

b) メーキャップ効果により肌を白くみせる効果に基づく表現

c) 「美白・ホワイトニング」等の表現は、承認を受けた効能効果を明示した「説明表現」を併記すれば認められる。

説明表現としては、承認を受けた効能効果に対応して「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」等を併記する。なお、「美白・ホワイトニング」等には「*」等を、説明表現にも「*」を付記するなど、相互の対応が判るよう併記すること。

〔解説〕 例えば、承認された効能効果が「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」の場合の説明表現は「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」を、承認された効能効果が「日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」の場合の説明表現は「メラニンの生成を抑え、日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」を用いる。

(2) (略)

2. 薬用化粧品の美白表現の範囲の具体例 (略)

E14.2 一般化粧品における美白表現の範囲 (略)

E 1 5 (略)

E 1 6 毛髪の損傷等の補修表現

メーキャップ等の物理的効果は、化粧品の効能効果の範囲以外であっても、(以下略)

a) 承認を受けた効能効果に対応する「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」又は「日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」のいずれかの表現の範囲。(その表現が同義語と解される場合を除き、原則として読み替えは認められない。)

b) メーキャップ効果により肌を白くみせる効果に基づく表現

c) 「美白・ホワイトニング」等の表現は、承認を受けた効能効果を明示した「説明表現」を併記すれば認められる。

説明表現としては、承認を受けた効能効果に対応して「*メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」又は「*メラニンの生成を抑え、日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」のいずれかを併記する。なお、「美白・ホワイトニング」等には「*」等を、説明表現にも「*」を付記するなど、相互の対応が判るよう併記すること。

〔解説〕 承認された効能効果が「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」の場合の説明表現は「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」を、承認された効能効果が「日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」の場合の説明表現は「メラニンの生成を抑え、日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」を用いる。(なお、説明表現のことを「美白のしぼり」と慣用することがあるが、「効能効果のしぼり表現」とは趣旨が異なるので注意すること。)

(2) (略)

2. 薬用化粧品の美白表現の範囲の具体例 (略)

E14.2 一般化粧品における美白表現の範囲 (略)

E 1 5 (略)

E 1 6 毛髪の損傷等の補修表現

メーキャップ等の物理的効果は、化粧品の 55 の効能効果の範囲以外であっても、(以下略)

E 1 7 「エイジングケア」の表現

(略)

〔参考〕 本ガイドライン E17「エイジングケア」の定義には含まれないが、
メーキャップ等の物理的効果は、化粧品の効能効果の範囲以外で
あっても、(以下略)

E 1 8 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現

1. 基本的考え方

本効果の標榜にあたっては、加齢によるシワ等を含め、全てのシワに効果
があるものと誤認される表現をしてはならない。

また、しわ取り効果を標榜する化粧品の広告等の注意点(厚生省 62.11.25)
は従前どおり有効であり、本ガイドラインにより緩和されるものではない。

ただし、医薬部外品等で個別承認を取得した効能については、本ガイドラ
インに拘わらず、承認された効能の範囲でシワに関する標榜ができる。

なお、メーキャップ効果におけるシワを目立たなくみせる、との表現につ
いては、确实であるような保証をする表現又は事実を反する表現を除き、従
前どおり認められる。

2. 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現

(1) 認められる表現の範囲

・うるおいにより乾燥による小ジワを目立たなくする表現

(2) 認められない表現の範囲

・小ジワを解消する表現

・小ジワを予防する表現

・素肌の若返り効果・老化防止効果

なお、「小ジワ」の字句のみを強調する等、認められる表現の範囲を逸脱
してはならない。

3. 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現の具体例

(1) 認められる表現の具体例

・皮膚の乾燥を防いで小ジワを目立たなくします

E 1 7 「エイジングケア」の表現

(略)

〔参考〕 本ガイドライン E17「エイジングケア」の定義には含まれないが、
メーキャップ等の物理的効果は、化粧品の55の効能効果の範囲
以外であっても、(以下略)

・うるおい効果が小ジワを目立たなくします

・キメを整えて乾燥による小ジワを目立たなくします

(2) 認められない表現の具体例

・ が小ジワの悩みを解消します

・小ジワを防いで美しい素肌を育てます

・乾燥による小ジワを防いで、お肌の老化防止を...

・小ジワ*を目立たなくします。(注釈として*)乾燥によるもの、と記載する方法)

4. 注意事項

本表現は、日本化粧品学会の「化粧品機能評価法ガイドライン」の「新規効能取得のための抗シワ製品評価ガイドライン」に基づく試験又はそれと同等以上の適切な試験を行い、効果が確認された製品のみに標榜できる。

なお、日本化粧品工業連合会自主基準では、当該製品に「乾燥による小ジワを目立たなくする。」又はこれを言い換えた表現を表示する場合、これらの効能に のような印をつけたうえで、「効能評価試験済み」と製品に表記する。ただし、「効能評価試験済み」の表記は、大きな活字で記載する、色調を変える等強調して記載してはならない、とされている。

【関連法令等】 「化粧品の効能の範囲の改正に係る取扱いについて」(平成23年7月21日 薬食審査発0721第1号及び薬食監麻発0721第1号 厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)

〔関連資料〕

・日本化粧品学会「化粧品機能評価法ガイドライン」(平成18年12月 日本化粧品学会作成)

・しわ取り効果を標榜する化粧品の広告等の注意点(チェックポイント)(昭和62年11月25日 厚生省薬務課監視指導課広告専門官から日本化粧品工業連合会あて)

・「効能評価試験済み」の製品への表記について(平成23年7月21日 日本化粧品工業連合会)

E 1 9 テレビ、新聞・雑誌広告における説明文について

テレビ、新聞・雑誌の広告において必要な説明の文字は、大きさ、フォント、配置、コントラスト、色、表示時間(テレビのみ)などに留意し、容易に読めるものであること。

美白、浸透、配合成分特記表現等に必要な説明の文字の大きさ・配置については、原則として以下のとおりとする。

(1) テレビ広告について

広告する側から消費者に訴求したい内容の中で、一番小さい文字の大きさと同等、若しくはそれ以上の文字の大きさとする。ただし、キャッチコピーのみの広告等十分に大きな文字のみの場合は、容易に読める文字の大きさまで小さくすることを可能とする。

(2) 新聞・雑誌広告について

消費者が見やすい場所(注釈をつけた文字の近傍)に配置する。

〔関連資料〕 「テレビ、新聞・雑誌広告における説明文について」(平成21年4月8日 日本化粧品工業連合会)

E 2 0 「使用体験談」の表現の範囲

1. 使用体験談の表現

使用体験談の表現については、F7.3の趣旨に基づき次の定義と表現の範囲内で行うものとする。

(1) 認められる表現の範囲

・使用方法・使用感・香りのイメージ等の範囲であって、かつ、事実の範囲内で行う使用者の体験に基づく自発的な感想による表現。

(2) 認められない表現の範囲

・化粧品等の効能効果又は安全性についての愛用者の使用経験又は体験談の表現。
・虚偽あるいは第三者の創作による表現。

・使用感等についての過度な表現。

2. 使用体験談の表現の具体例

(1) 認められる表現の具体例

- ・使用方法が簡単なので不器用な私の味方。
- ・使いやすいので忙しい私にピッタリ、助かっています。
- ・しっとりした使い心地が私の好みに合っています。
- ・さっぱりとした感触が私にピッタリです。
- ・女性らしいライトフローラルの香りが好きです。

(2) 認められない表現の具体例

- ・肌が明るくなったのでビックリしました。(スキンケア化粧品)
- ・眼の下の小ジワにうれしい変化が！
- ・キメが細かくなって、チョット嬉しくなるくらい効果が実感できました。
- ・こんなにハリがでるなんて...まさにパーフェクトですね。
- ・敏感肌の私も安心して使っています。他の人にも勧めたい気分！

3. 注意事項

- ・ 印等により説明文を付記する場合は、説明文がない状態で判断して認められる範囲であることが前提であり、説明文により認められない表現を救済するものであってはならない。

(認められない表現の具体例)

眼の下の小ジワにうれしい変化が！

あくまで個人の感想です。一定の効果を保証するものではありません。

第4章 資料編 (略)

索引 (略)

第4章 資料編 (略)

索引 (略)

(注1)『E18「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現』については、平成23年7月21日付けで改正済み。

(注2) 第4章「資料編」中の1.(1)「薬事法抜すい」については、第1章7.と同様に薬事法改正に対応した修正を行う。

(注3) 第4章3.(3)「化粧品における特定成分の特記表示について(昭和47年薬監第27号)」については、「化粧品における特定成分の特記表示について(昭和60年度 監視速報(No.214)連絡事項)」に修正する。また、あわせて当該通知の発出日及び発出者部分の修正を行う。

(注4) 第4章に資料として以下の通知を追加する。

- ・平成23年7月21日付け厚生労働省医薬食品局長による「化粧品の効能の範囲の改正について」
- ・平成23年7月21日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名による「化粧品の効能の範囲の改正に係る取扱いについて」
- ・平成23年7月21日付け日本化粧品工業連合会技術委員長及び薬事法対策委員長連名による「効能評価試験済み」への製品への表記について
- ・平成22年11月19日付け日本化粧品工業連合会広告宣伝委員長による「化粧品における特記表示に関するルールの再確認のお願い」
- ・平成21年4月8日付け日本化粧品工業連合会広告宣伝委員長による「テレビ、新聞、雑誌広告における説明文について」
- ・平成19年9月26日付け日本化粧品工業連合会広告宣伝委員長による「化粧品の成分表示及び広告における『薬用の文字』の使用中止について」

(注5) 当該ガイドライン(2008年版)冊子の8ページ脚注¹(編集注)及び36ページ脚注⁴(編集注)については削除する。また、他の脚注番号を当該削除にあわせて修正する。